

豊田市指定管理者 管理運営評価  
(令和4年度指定期間満了施設 総合評価)

令和4年7月  
豊田市

# 豊田市指定管理者 管理運営評価について

## 1 評価目的

- 管理運営評価は、毎年度、指定管理者が施設の管理運営において協定に従い適正に管理運営を行っているか、残りの指定期間において安定的・継続的な管理運営が行える状況にあるかなどをチェックし、改善に向けた指導・助言を行うことを目的に実施しています。
- 今回は、令和4年度指定期間満了施設に対し、指定期間中の総括評価を行うことで、次期指定に向けた基礎資料とすることを目的としています。

## 2 概要

実施者	豊田市の施設所管課（予算課）
実施方法	施設所管課が、指定管理者から提出される各種書類をもとに、現地調査及びヒアリングを実施して評価する。
対象施設	令和4年度末に指定期間満了を迎える指定管理者制度適用施設
対象期間	指定期間開始～令和4年3月

## 3 総括評価シート

### (1) 管理運営経費の状況

- 当該施設に係る管理運営経費について、その全体経費と収支差額を表示し、行政が投入している実質的な施設管理コストを示しています。

### (2) 管理運営評価（項目別評価）

- 管理運営評価における「項目別評価」は、各書類の記録、現地調査、ヒアリング結果等から確認した事実を基に、標準（良好）を「A」とし、「S・A・B・Cの4段階」で評価しています。
- 評価基準については、以下のとおりです。

S（優良）	的確に実施されているとともに、様々な工夫がなされている。
A（良好）	的確に実施されている。
B（要改善）	改善すべき点があるが、改善案の実施により向上が見込まれる。
C（不良）	指定管理者として適格性に欠けている点がある。
－（非該当）	該当しない、又は評価することができない。

### (3) 年度ごとの管理運営評価

- 管理運営評価（項目別評価）の結果を基に、当該年度の総合評価として「◎・○・△・×の4段階」で評価を行っています。

◎（適格）	指定管理者として適格であり、期待を大幅に上回る成果があった。
○（適格）	指定管理者として適格であり、期待する水準以上であった。
△（要改善）	指定管理者として一部適格性に欠け、改善すべき点があった。
×（不適格）	指定管理者として適格性に欠け、期待する水準を大幅に下回った。

### (4) 参考（年度評価の結果の算出方法）

- 年度評価（◎・○・△・×の4段階評価）の算出方法は、以下のとおりです。
- 項目別評価において、Sを3点、Aを2点、Bを1点、Cを0点に換算し合計した後、評価した全項目数で割り返して算出  

$$(\text{評価点数の平均}) = (\text{換算した合計点数}) \div (\text{評価の全項目数})$$

年度評価の結果		評価点数
適格	◎ 指定管理者として適格であり、期待を大幅に上回る成果があった。	・全ての項目がS又Aはで、各項目の評価点数の平均が2.2以上の場合
	○ 指定管理者として適格であり、期待する水準以上であった。	・各項目の評価点数の平均が2.2以上であるがBがある場合 ・各項目の評価点数の平均が2.0以上2.2未満の場合（ただし、Bは全体の3割以内）
要改善	△ 指定管理者として一部適格性に欠け、改善すべき点があった。	・各項目の評価点数の平均が2.0以上だが、Bが全体の3割を超える場合 ・各項目の評価点数が1.3以上2.0未満の場合
不適格	× 指定管理者として適格性に欠け、期待する水準を大幅に下回った	・Cがひとつでもある場合 ・各項目の評価点数の平均が1.3未満の場合 ・Bが全体の7割以上の場合

### (5) 指定管理者 総括評価

- 指定期間全体を通しての評価（総括評価）によって、指定管理者として「適格」又は「不適格」を評価しています。

### (6) 各施設における評価結果

- 各施設の評価結果は、次ページからを参照してください。

## 総括評価シート

指定管理者名称	公益財団法人 豊田地域医療センター
施設名称	豊田市立南部休日救急内科診療所
施設所在地	豊田市和会町長田 8-1
指定期間	令和2年7月1日～令和5年3月31日
施設設置目的	休日における救急患者に対し、応急的な診療を行うため。

市予算課	福祉部地域包括ケア企画課
評価対象期間	令和2年7月～令和4年3月

### 施設利用者数の状況

区分	令和2年度	令和3年度
利用者総数	478	723

### 管理運営経費の状況 (当該施設の管理運営に係る豊田市の収支状況)

(単位：千円・端数四捨五入)

区分		令和2年度	令和3年度
市収入	使用料	0	0
	諸収入等	0	0
	小計	0	0
市支出	委託料	0	0
	その他	0	0
	小計	0	0
(経常) 収支差額		0	0
対前年比		0	0

※「市支出」は、臨時的な支出を除いた経常的経費分のみを計上（修繕料、備品購入費等は含まない）。

### 年度ごとの管理運営評価

区分	評価項目	R2	R3
適切であること ① 指定管理者として	施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨について十分に理解し、管理基準に従った管理運営が適切に行われているか。	A	A
	関連法規を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
	安定的な人的基盤を有しているか。（人員配置の工夫、配置人員の資格、スタッフの資質向上に関する取組）	S	S
	スタッフの労働条件は適切か。（雇用契約・労働時間・給与、各種保険手続、安全衛生等）	A	A
② 適正な管理運営に関する取組	施設の設置目的を果たせるような取組、施設の社会的価値（効果）を高めるような取組は行われているか。	A	A
	施設（建物、設備、備品）の維持管理を適切に行い、安全性及び良好な機能の保持がなされていたか。	A	B
	点検等により異常が認められた場合、主体的に適切な処置（修繕、交換、調整等）が講じられたか。	A	A
	市との連絡調整は適時、適切に行われているか。	A	A
	日常の事故防止等の安全対策は適切に実施されているか。	A	A
	防犯、防災対策等の危機管理体制は適切か。	A	A
	利用者の意見からサービス改善に反映させる等、利用者の満足度を高める取組を実施しているか。	A	A
	利用者からの苦情を適切に記録しているか。また苦情対応の状況は適切か。	A	A
	利用者への情報提供・案内（館内掲示・資料配布など）が適切に行われているか。	A	A
	環境に配慮した管理運営が行われているか。	A	A
た取組等 ③ その他（施設の実情に応じ）	施設の設置目的達成に関する自主事業の提案や具体的取組があったか。	—	—
	利用者の増加に関する提案や具体的な成果が挙げられたか。	A	A
	施設の課題に対して改善する取組や提案があったか。	A	A
	地域貢献、地域との連携についての具体的な取組があったか。	A	A
	多様な団体と連携した具体的な取組があったか。	A	A
	障がい者施設への発注などの社会貢献について具体的な取組があったか。	A	A
	当該施設の管理運営に係る行政コスト（指定管理料のほか、市業務の合理化を含む）の削減が図られたか。	A	A

年度評価の経過	令和2年度	令和3年度
	○	○

### 指定管理者 総括評価

指定期間全体を通しての評価（総括評価）	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人員不足や業務過多などの厳しい状況の中、事業報告書が遅延することもあったが、指定管理者として適切かつ安定した診療所の運営を行うことができた。</p> <p>特に人員配置においては、緊急時に備えて1名の医師が待機するバックアップ体制が組まれていたり、年末年始等は2名の医師で診療対応したりするなど評価すべき点があった。</p> <p>また、敷地内にある施設とも積極的に連携し、良好な関係を築きながら施設運営を行ってくれている。</p>
<b>指定管理者 総括評価</b>	<b>適格</b>

## 総括評価シート

指定管理者名称	有限会社あすけ町づくり工房
施設名称	西町活性化施設
施設所在地	豊田市足助町西町13番地1
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
施設設置目的	市民、観光客、旅行者等の利便を図るとともに、足助地区の町並みの保全等に資するため。

市予算課	地域振興部足助支所
評価対象期間	令和2年4月～令和4年3月

### 施設利用者数の状況

区分	令和2年度	令和3年度
利用者総数	8,559	9,649

### 管理運営経費の状況 (当該施設の管理運営に係る豊田市の収支状況)

区分		令和2年度	令和3年度
市収入	使用料	0	0
	諸収入等	116	129
	小計	116	129
市支出	委託料	223	215
	その他	12	12
	小計	235	227
(経常) 収支差額		▲119	▲98
対前年比			21

※「市支出」は、臨時的な支出を除いた経常的経費分のみを計上（修繕料、備品購入費等は含まない）。

(単位：千円・端数四捨五入)

### 年度ごとの管理運営評価

区分	評価項目	R2	R3
切であること ①指定管理者として適切であること	施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨について十分に理解し、管理基準に従った管理運営が適切に行われているか。	A	A
	関連法規を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
	安定的な人的基盤を有しているか。(人員配置の工夫、配置人員の資格、スタッフの資質向上に関する取組)	A	A
	スタッフの労働条件は適切か。(雇用契約・労働時間・給与、各種保険手続、安全衛生等)	A	A
②適正な管理運営に関する取組	施設の設置目的を果たせるような取組、施設の社会的価値(効果)を高めるような取組は行われているか。	A	A
	施設(建物、設備、備品)の維持管理を適切に行い、安全性及び良好な機能の保持がなされていたか。	A	A
	点検等により異常が認められた場合、主体的に適切な処置(修繕、交換、調整等)が講じられたか。	A	A
	市との連絡調整は適時、適切に行われているか。	A	A
	日常の事故防止等の安全対策は適切に実施されているか。	A	A
	防犯、防災対策等の危機管理体制は適切か。	A	A
	利用者の意見からサービス改善に反映させる等、利用者の満足度を高める取組を実施しているか。	A	A
	利用者からの苦情を適切に記録しているか。また苦情対応の状況は適切か。	A	A
	利用者への情報提供・案内(館内掲示・資料配布など)が適切に行われているか。	A	A
	環境に配慮した管理運営が行われているか。	A	A
た取組等 ③その他(施設の実情に応じ)	施設の設置目的達成に関する自主事業の提案や具体的取組があったか。	A	A
	利用者の増加に関する提案や具体的な成果が挙げられたか。	A	A
	施設の課題に対して改善する取組や提案があったか。	A	A
	地域貢献、地域との連携についての具体的な取組があったか。	A	A
	多様な団体と連携した具体的な取組があったか。	A	A
	障がい者施設への発注などの社会貢献について具体的な取組があったか。	—	—
	当該施設の管理運営に係る行政コスト(指定管理料のほか、市業務の合理化を含む)の削減が図られたか。	A	A

年度評価の経過	令和2年度	令和3年度
	○	○

### 指定管理者 総括評価

指定期間全体を通しての評価(総括評価)	町並みの玄関口として道先案内役となっており、利用者・来訪者へのサービス向上に対する取り組みは評価できる。当初懸念されていた人的基盤についても改善が見られ、良好な町屋の保存・活用が図られている。自主事業においても、町屋の雰囲気を生かした飲食・特産品を提供するなど、観光客の満足度の向上、リピーターの獲得に大いに貢献している。
<b>指定管理者 総括評価</b>	<b>適格</b>